

2021年 12月 第113号



# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



やっと11月8日から、外国人の新規入国規制が一部緩和され、新規技能実習生の入国申請が可能となりましたが、まだ1名の実習生も入国できないまま、11月30日より、変異株の発生により当面（1ヵ月間）の入国停止が発表されました…。JCI内だけでも、現状100名以上の候補者が母国で待機しております。（最も長い人で2年間待機しています。）

1日でも早くコロナが収束する事を願うばかりです。

## ~~水際対策強化に係る新たな措置(19)について~~ ※12月31日まで停止

2021年11月8日より開始された、【水際対策強化に係る新たな措置（19）】により、実習生の新規入国が可能となりました。ここで実習生入国に絞って、この新たな措置についてのポイントをお知らせいたします。

**Point1：** 入国審査申請開始時期 申請時期は、在留資格認定証明書の発行日で分けられます

- 11月申請可能 → 2020年1月1日～2020年6月30日発行
- 12月申請可能 → // ～2020年12月31日発行
- 1月申請可能 → // ～2021年3月31日発行
- 状況を踏まえつつ決定→ 2021年4月1日以降発行分

**Point2：** 受入れ企業（実習実施者）が、受入責任者となって申請を行います

- 海外からの書類手配、国内での入国審査書類作成及び申請、入国決定後のシステム情報登録や入国後のフォロー等は、組合にて代行致しますが、実習責任者は【受入企業】である必要がある為、入国に際して【誓約書】の提出が必要です。※誓約書の内容は裏面に記載。
- また、入国者健康システム（ERFS）登録の為、個人情報取り扱いの業務委託を組合にして頂く必要がございます。

**Point3：** 隔離期間の短縮は原則認められません

- 水際対策強化に係る新たな措置（19）の中では、ワクチン接種済の入国者は、計画書の提出により最短で4日目から特別活動が可能となっておりますが、これはビジネス訪日者対象であり、実習生には適用されません。実習生は入国後14日間の自主隔離（ホテル等個室での隔離）が必要となります。組合では前回同様、日本語学校と連携の上14日間の隔離手配とリモート授業の手配を行います。実習生は、隔離期間14日間はホテルで講習を受け、隔離後約14日間は日本語センターでの集団講習を受けます。

（講習機関中の健康診断受診や、各種技能講習受講は隔離後のみ行えます。）

**Point4：** 入国までにかかる所要時間

- 入国審査に掛かる時間→ 各業所管省庁に申請後約2～3週間
- ビザ申請に掛かる時間→ 通常10日～2週間
- 出国手配に掛かる時間→ 各送り出し国から日本への定期便就航状況により異なる  
（入国審査申請開始から、入国までは、約1.5ヵ月以上要する事が予想されます。）